

ネーションとしてのドイツ (?)

—第一次世界大戦期における

トーマス・マンとマックス・ヴェーバーの

国民意識の比較 (後編)

山室信高

3. 全体比較の試み*

3-1. 戦争

第一次大戦勃発当初、1914年8月の熱狂的なナショナリズムの発現は後々語り草となったが、マン、ヴェーバーの両人も多分に漏れずその渦中にあった。彼らのプライベートな生活のそこそこにも開戦の衝撃は明瞭に反映している。トーマス・マンは当時、兄ハインリヒに書き送っている。「僕はいまだ夢心地です。けれども大異変がやってくるはずはないとみなし、それがやってくることを見通していなかったことは今や恥ずべきでしょう。なんという災厄！この戦禍が過ぎた後、ヨーロッパは内的にも外的にもどのような姿になるのでしょうか。[...] こんなにも大きなことを体験することが許されるというまったく予期せぬことに感謝しないですむものでしょうか。僕の気持ちの大半はとてつもない好奇の念です。はっきり言うと、この憎まれ、運命と謎に満ちたドイツへの限りなく深い共感の念です。」¹⁾ マックス・ヴェーバーの方も似たような反応を起こしている。「ヴェーバーは戦争を、それが起こらざるをえなかったとするならば、それを体験することが許された自らの運命に感謝している。『なぜなら結果はどうであろうと構わない、この戦争は偉大ですばらしいのだから。』(1914年8月28日)『この戦争は、あらゆる忌むべきことどもにもかかわらず、やはり偉大ですばらしい。それは体験するに値する。戦場であればもっといいのだが、残念ながらわたしは戦場では使い物にならない[...]。』」²⁾戦争へのこうした圧倒的な感動は両人を駆って—出征が困難である以上その他のかたちでの—「奉仕・服務(Dienst)」へ向かわせることになった。マンはいくつかの戦争関連の論考を寄稿し、ヴェーバーは駐屯地の軍用病院の建設・管理に進んで就くのである。双方とも、前線の兵士たちに対する良心の呵責の念から、これらの

営みを「奉仕」と位置づけていたことは共通する¹³⁾。そしてこの活動に一区切りつけ、さらに「時代への奉仕」としてマンが『考察』に、ヴェーバーが『新秩序』を含む一連の政治論に取りかかる (vgl. GW XII,9,19; GPS,310) のは、開戦一年余を経て (1915 年秋) のことで、ここにも一つのアナロジー、すなわち開戦の興奮から醒めて、大きな視野から現在の事態を反省しようとする相似状況が両者に看とれよう。

さて、トーマス・マンの第一次大戦に対するもっとも直截な立場表明は、開戦後間もなく出され物議を呼んだ『戦時の思想』に見られる。「戦争！それは浄化、解放、そうわれわれは感得し、そして途方もない希望であった。」(GW XIII,533) マンにとって戦争はまずは戦前の平和ではあるが腐乱した時代、極度に途方に暮れた世界からの脱出、世紀転換期を覆うデカダンスの風潮に風穴を開けるものに映った。この「解放」である戦争は同時に勝利を度外視した「困窮 (Not)」でもあった。「われわれは困窮の中に、限りなく深い困窮の中にいる。それをわれわれは歓迎する。なぜなら困窮こそわれわれをこんなにも高めてくれるからだ。」(GW XIII,534)

次に、この『戦時の思想』にも言及があるが (vgl. GW XIII,533f.)、続く歴史エッセイ『フリードリヒと大同盟時局のためのスケッチ』(1915)において歴然たる表現を見出す戦争観、すなわちこの度の戦争はプロイセンのフリードリヒ 2 世の七年戦争 (1756-63) と酷似したものであるとする見解が挙げられる。このアナロジーの拠り所は今次の対独包囲網を形成する協商諸国 (英・仏・露) と当時のプロイセンを四面楚歌に追いこんだ同盟体制 (墺・仏・露)、また今次のドイツによるベルギー中立侵犯と当時のプロイセンによるザクセン中立侵犯という現実的情勢の対応にある。しかしそれ以上にマンにこのアナロジーを印象づけたのは二つの戦争の心理的な情勢の符合であった。「フリードリヒ大王の歴史を知り愛する者は、1914 年の盛夏と 1756 年の盛夏の内的な事態の驚くべき類似に揺さぶられ、ほとんど呆然としてしまう。」(GW XIII,547) と『スウェーデン日報編集部宛て書簡』(1915) にあるように、ヨーロッパ全土に浸透したプロイセン=ドイツに対する不信と憎悪、戦争の非はすべてプロイセン=ドイツにあり、正義はこちらにあるとする同盟=協商側の信念、そして侵略か自衛かをめぐる駆け引きに表れた心理戦としての様相が二つの戦争に共通

しているというのである。この対比を通してマンが是非とも言いたかったのは、七年戦争がフリードリヒ2世の「攻撃」に端を発したのか、あるいは攻撃を余儀なくさせた列強による「防衛」同盟の圧力に帰せられるのか、という問題に決着がつかないのと同様に、今回の戦争も「攻撃」と「防御」を截然と分かち心理学のごまかしなしは能天気」(GW X,112; XIII,547)では決して割り切れない、「攻撃は必要やむを得ず(aus Not) 起こる場合もあり、その場合それはもはや攻撃ではなく、防御である」(GW X,99; vgl. GW XIII,548)ということであった。そしてさらに、フリードリヒの行為が「運命への挑み、正義を創り、発展を実現し、宿命を御する試み」(GW X,122f.)であったと同様に、ドイツの先制攻撃という「行為は何と礼節に適った、運命を肯定し、運命を創造する行為であることか」(GW XIII,548)とまで述べる。七年戦争の第一次大戦への甦り、このいわば歴史の回帰という事態は確かにマンに歴史における運命的・悲劇的なものを観じさせることになった。このことを回顧しながら告白した『考察』のくだりを引いておきたい。「わたしは感動していた。それは確かである。しかし愛国者や勤務に余念がない追随者が感動するようにはなく、歴史によって、心理学的再認識によって、そして無限の共感によって感動していたのだ。この共感、このドイツの悲劇的・歴史的運命に対する感動は文明リテラートの用いる意味では「反精神的」であった。それはわかっている。しかし、その共感・感動は人間的、詩文的(dichterisch)であったと思う。そしてわたしはそのことを決して恥じることはないだろう。」(148)

以上の七年戦争とのアナロジーに重複しながらもややアクセントがずれる戦争把握に、例の「文明」対「文化」の対質がある。協商ないし西欧の文明に対するドイツ文化の闘いという観かたであるが、前編でも見たように、マンはこの対立を物質文明と精神文化のそれに単純化することはなく、さまざまに変奏して繰り出す。たとえば、『戦時の思想』では西欧側が持ち出す「文明」対「ミリタリズム」の戦争という常套句を逆手にとって論を進める。ここでいう「ミリタリズム」を単にドイツの兵力や艦隊数という意味に取るのは多くを語るものではない(というのは西欧列強も同じように軍備に勤しんでいるから)、「ただし「文明対ミリタリズム」という決まり文句[...]にはより深い真実が含まれており、ドイツの魂の国際上の疎遠さと不気味さが表れている」(GW XI II,536)として、その所以を「われわれのモラリズムにはしかしわれわれの軍人

気質が心的に関連しており[……]ドイツのミリタリズムは真実ドイツのモラル性の形式・発現である」(GW XIII,537)ことに求める¹⁴⁾。この立論に異を唱えたロマン・ロラン(vgl.166)に対して、『考察』では「わたしが実際にドイツの思想を「ミリタリズム」と同一であると表明したとすれば、わたしは「ミリタリズム」なるものを協商側の諸紙とは違うふうに、すなわちユンカー支配と生身の暴力ではないものとして理解していたのだろう」(168)と述べ、『戦時の思想』の趣旨を繰り返して反論していく(vgl.175f.)。敵方にとって単なる賤称でしかない「ミリタリズム」がマンにかかるとむしろドイツの誇るべき特性となる。結論はこうである。「ドイツ魂の「ミリタリズム」、倫理的保守主義、軍人的モラル性、こうした魔人的・英雄的なるもののエレメントこそ、文明的精神を究極の、もっとも人間にふさわしい理想として承認することに抗う。」(GW XIII, 545)では『考察』における「文明」と「文化」のアンチテーゼを追うならば、この度はドストエフスキーに拠りつつ、西欧あるいはローマ・ラテン世界に対して永遠にプロテストするドイツという構図が提示される。「この戦争は本質的には西欧の精神に対する太古からのドイツの闘い、ならびに強情なドイツに対するローマ世界の闘いの新たな、ひょっとするともっとも大規模な、若干の人たちの考えでは、最後の勃発を意味する[……]」(48)。このようにマンが執拗に「文明対文化」の観念的なシェーマに依拠するのも、彼にはこの戦争が単に政治権力や商売上の利権だけではなく、思想・理念をもめぐって遂行されているという信念があるからに他ならない。マンにとって『考察』等の執筆が「思想戦への奉仕」と位置づけられていたことを思えば、これは当然の前提といえる。ところで、この理念と理念のぶつかり合いは、マンによれば、単純な敵対関係ではない。その事情は次のようである。文明に対する文化の闘い、ローマ世界へのドイツのプロテストという戦争把握には敵味方を問わず意見の一致があるが、ただしその意味にずれがあり、そこにこそ敵対関係が生ずる。「というのはおよそ思想の共通性の存在しないところでは敵対関係はありえず、そこにはどうしてもよいよそよそしい関係が占めるからである。同じように考えられながらも違ったふう感じられるところにのみ、敵対関係があり、憎しみが兆す。ことは結局ヨーロッパの兄弟喧嘩なのである[……]」(47)。このヨーロッパという思想の共通の土壌が可能にした戦争はしかした「ドイツの戦争」と呼ばれてしかるべきである、とマンは続ける。ドイツはフランスやイギリスとは

異なり、確固とした意味でネーションではなく、「ドイツの内的・精神的な矛盾はほとんどナショナルなものでなく[...]ほとんど純粹にヨーロッパの矛盾である。ドイツの魂においてヨーロッパの精神的矛盾はとことんまで耐えぬき、戦いぬかれる[...]精神的にドイツは今もってヨーロッパの戦場である。[...]ヨーロッパの矛盾にとって魂の闘技場であること、これがドイツである[...]」(54; vgl.194)。よって「ヨーロッパの兄弟喧嘩」であるこの戦争は「それが精神的なものをもめぐって行われている限りは、そしてそれはいつでもそうでなければならぬが、同時に「ドイツの内戦・兄弟戦争(Bruderkrieg)」でもあり⁶⁾、それはこのヨーロッパの心臓部にある民族(Herzvolk)の運命でありつづけ、それはまた、その身体の重量にもかかわらず、この民族の内的・倫理的な弱み、政治的弱点であり、ともするとその命取りにもなりかねない。」(194) このドイツという国民概念の境界の曖昧さ、それが容易にヨーロッパ大に拡張しうるものであることを次節への橋渡しとして押さえておきたい。戦争はこうしてドイツの内なる情勢へと移しこまれる。

個人的な感激と献身とは別に、ヴェーバーは戦争をヨーロッパ列強の複雑な利害の衝突として冷徹に観る目を備えていた。イギリスとの産業・通商上の競争、ロシアとの農地争奪といった経済的な利害対立ももちろん彼の視野に入っていたものの、マルクス=レーニン主義的な戦争理解、すなわち戦争を膨張する資本主義体制の必然的帰結として経済的要因に還元することはしない。むしろ「経済的要因は現実の戦争原因ではやはりなかった。それは、たいていそうであるように、政治的性質のものであった」(165)として政治的な利害対立を本質視する。ここでヴェーバーの言う「政治」とはずばり「われわれは権力国家である」(158)という命題に端的に表れている赤裸々な権力闘争のことである。戦争とは地上の権力国家どうしのさらなる権力をめぐる闘いに他ならない。「あらゆる権力国家にとって他の権力国家と隣り合っていることは、相手に配慮しなければならないがために、自らの政治的な意思決定の自由にとって障害をなす。」(ebd.) ドイツはその点、政治地理的に見て、仏・墺・露という三つの権力国家と境を接し、英国という海上権力国家と海を挟んで直接対峙している唯一の国である。しかも「無論われわれも権力国家である。われわれが権力国家であること、これこそ最終決定的な戦争原因である。」(175) ヴェーバー

はこのように権力政治のレベルで戦争を捉えるが、その際盲目的で無定見な欲動としての権力を盾にとっているわけではない。「感情の政治」、「虚栄の政治」を戒める彼にあって権力は自己目的ではなく、あくまで「事に即した政治」が要求する手段である。そのことがよく窺えるのは、権力国家と小国との対照、ドイツと周辺小国の関係についてのヴェーバーの考えである。まずもって「諸民族の歴史的なあり方のなかに、権力国家と外的に小さな国民は双方各々の持続的使命を持っている」(ebd.)がゆえに、ドイツという権力国家は、「アングロサクソンの慣習」と「ロシアの官僚制」(176)に対抗して、周囲の小国の自立を保障する使命を持つ。つまりドイツの権力は小国を併合して汎ドイツ的感情を満足させるためのものではなく、他の強大な権力を牽制して相互のバランスを保ち、そのもとで小国を存立させることに仕えるものである。例えば開戦直後にドイツが進駐したベルギーについて、このまま占領しつづけることには、軍事的にはともかく、経済的にも、また政治的・文化的にも利はないとヴェーバーは言う。「ドイツの長期の後見によるベルギーの去勢はおよそ考えられない。そういうことを考える者は文明化された民族の尊厳・名誉感情の威力を軽視している」(167)、とベルギー駐留のデメリットを説くのである。ドイツが虚栄心に囚われずにその権力を行使すれば、「世界は今よりもはっきりと次のことを認識するようになるだろう。すなわち何者のもとで、われわれの敵が[...]決まって口にする「小国民の利害」は顧慮され、促進されることになるのか、ということ。」(129)

こうした一連の論拠づけにあたって、ヴェーバーにあってもマンと同様、今大戦が七年戦争と比定されていることは見逃せない。戦争が三年目に入る時機に行った講演で彼はこう述べたという。「われわれの戦争は[七年戦争と]ちょうど同じ意味を持っている。七年戦争によって初めてフリードリヒ2世は「大王」となった。七年戦争後初めて世界は新しい大権力の出現を認めた。これと同様に、今次の戦争に勝利した暁にはドイツは排することのできない権力として認められることになるだろう[...]というのも他の何物でもなくわれわれの単なる存在が、性向の悪さとかいったものではなく、権力としてのわれわれの存在がこの戦争の原因であるからだ。」(MWS I/15,337)⁶⁾マンのように心理的に穿った見かたはしないものの、フリードリヒの七年戦争という接点において、ヴェーバーの思考はマンのそれに一脈通じている感がある⁷⁾。

ヴェーバーが今次の大戦の意味を求めるときに決まって強調するのは「歴史に対する責任」という観点である (vgl. 142)。それは具体的には、権力国家としてのドイツには「未来の文化の個性への自由な関与」(143) が義務づけられているということ、これを放棄すれば「後世および今代への恥辱」(176) となるということを言っている。先述した周辺小国の自立の確保もその一環である。「それはわれわれの民族性のもつ名誉の命ずるところであった。地図や経済収益の変更ではなく—このことを忘れてはならない—名誉がこのドイツの戦争にはかかっている。」(ebd.) 「われわれが何はさておき七百万ではなく七千万の民族であること、これこそわれわれの運命であった。このことが、たとえわれわれが望んだにしても拒むことのできなかつた、あの逃れえない歴史に対する責任の根拠であった。もし今日この終わりのない戦争の「意味」が問われるならば、このことは何度でも明らかにされねばならない。」(177) ここにはまぎれもなく歴史を、そして戦争を運命として観じ、引き受けるヴェーバーの歴史観が闡明されている。これはマンと同質の運命的歴史観であり、もっと言えば多分にパセティックな運命愛 (amor fati) というものである。両者の戦争観はこの運命愛の力にもろとも貫かれている。そしてドイツはそれによって避けがたく一つの運命共同体に結晶する。

3-2. 内政

前節では戦争という国際上の大事変をマンとヴェーバーがどう受けとめたかを述べた。しかしそこでも次第に明らかになったように、両者にとって戦争はただ外に向かう動きではなく、内側へと切り返す反作用を伴う動きであった。つまり諸外国との戦争は自国ドイツの存在を一層鮮明に浮き上がらせることになった。事実、マンの『考察』でも、ヴェーバーの『政治論集』でも、年代を追って徐々に外政から内政へとアクセントが移ってくる⁸⁾。以下、内政上の諸論点を通して、両人のドイツ=ネーションとの関係に迫りたい。

当時、内政の焦眉の議題に上っていたものに平等選挙法の是非がある。マンとヴェーバーはこれに対して一見対蹠的な立場をとっている。マンによると、平等選挙法の導入即ドイツの敗戦という保守派の主張は誇張にせよ真剣なもので、それに比べて「平等選挙法を是とする道義的・精神的根拠はわたしにはひ

どく貧弱で、全く不確かに見える。」(265) 平等選挙法は「民族表決 (Volksbestimmung) の原理」と言われているが、平等選挙を実施したところで、とうてい民族 (Volk) の意志は明らかにはならず、せいぜい集団 (Masse) の意志が知られるにとどまる。「ドイツ民族のように精神的な格差の大きい分化した民族にあっては、賢慮をもって定められる多数投票制、収入・年齢・教養度・精神的地位を問う [...] 投票制の方が平等選挙法より相対的に公正であろう。」(268) このようにマンは平等選挙法の無理と浅慮を指摘するが、しかし彼にとって法秩序というのは所詮二次的なものであり、精神と政治の分離が現下の必定である以上は、法秩序の属する政治的生活からはできるだけ身を引いて、国民文化 (Nationalkultur) が主要な関心となる精神的生活を営む方がはるかに大事である。カント的实践理性の要請としてマンにも平等選挙法に賛成する用意はあるが、それも「国民的生活 (das nationale Leben) に対する法秩序の意義を買い被ることはあってはならない」(271) という精神的留保をつけてのことである。

他方、ヴェーバーは平等選挙法の制定に非常に積極的である。その論拠は『ドイツにおける選挙法とデモクラシー』(1917) に詳しい。そこでヴェーバーは平等選挙権を人間の生得的平等だとか国制の民主化の必然などという大上段の理念から説くのではなく、あくまで事態に基づいて論じる。彼が何よりも強調するのは、前線から帰還してくる軍隊・兵士にとって平等選挙法の存否は政治的な死活問題であるということであった。「プロイセンの三級区分が存続すれば帰郷戦士 (die heimkehrenden Krieger) の大集団は影響力をもつことなく最下級に位置することになり、優遇階級に属するのは銃後の者 (die Daheimgebliebenen) [...] となる。」(247) もしそうなれば、戦後のドイツの立て直しは、祖国を「自らの血で守った」者たちを尻目に、もっぱら戦争を機会に一儲けした連中によって率いられることになる。これは倫理とは別物とされる政治にあってもなお妥当すべき「最小限度の廉恥心と礼儀義務」(ebd.) にもとる由々しき事態である。それを回避するには、唯一平等選挙法によるしかなく、その他諸々の、リテラテンの吹聴する多数投票システムに基づく選挙法案はことごとく失策であるとされる。とまれ、ヴェーバーに「政治的礼儀の命ずるところ」とまで言わせる兵士の存在とは一個人的な思い入れはもちろんあるのだが一何なのだろうか。ヴェーバーの予想では、「われわれは帰郷戦士

たちを満たすことになる気分や政治的信条についてはまったくわからない。ひょっとするとそれは非常に「権威的」かもしれない[...]しかし帰郷戦士の気分がどんなものであろうとも、彼らはいずれにせよ彼らだけが得た体験、印象、見聞を持ち帰る。われわれが彼らから何よりも期待してもよいと思うのは、少なくとも相対的に大きな即事的態度 (Sachlichkeit) である。なぜなら近代戦の呈する課題は高度に非情な (sachlich) ものであるからだ。そしてさらに、リテラテンの単なる空文句に対するより大きな耐性である。」(269f.) 銃後の者、特にリテラテンによってドイツに蔓延した「欠落した即事的態度、不足する政治的判断力、現実に対する故意に培われた無分別」(270)への対抗薬として、ヴェーバーは兵士たちに望みをかけるのである。このアクチュアルな論拠の他にも、平等選挙法はより大きな見地から、すなわち近代国家との関連でも論じられる。「投票権の平等はその「機械的な」性質からして今日の国家の本質に見合っている。近代国家にはじめて「国家市民(Staatsbürger)」の概念は該当するのである。平等選挙とはまずもって社会生活のこの点において個々人が[...]まさに国家市民としてのみ考慮されるということに他ならない。」(266)ここから平等選挙権の積極的な論拠が打ち出されてくる。「[...]平等選挙権は純粋に国家政治的に見れば、近代国家そのものがさらにつくりだすある種の運命の平等と深く関わっている。[...]すなわち純粋に身体上の安全および生存のための最低生活の保障、そして死のための戦場がそれである。」(268) ヴェーバーにあっては、近代国家がその構成員である国家市民に与えるこの独特な生死の平等への対応物として平等な投票権、「最低限の共同決定権」(ebd.)は想定されているのである。

以上の平等選挙権のトピックはその上位のデモクラシーの議論に連なる。次にマン、ヴェーバー双方のデモクラシー論をドイツとの関わりにおいて検討してみよう。

マンにとってデモクラシーとは政治そのものであった (vgl.29)。よって自称「非政治的人間」にとってデモクラシーの進展ほどおぞましい脅威はない。そしてドイツのデモクラシー化とはとりもなおさずドイツの「脱ドイツ化 (Entdeutschung)」(68,273)を意味する。「ドイツをドイツとして保持したい」(262, 275) 保守的人間にとってこれほどの暴挙もない。『考察』のデモクラシー

への反論は徹底しているが、それゆえにそれは裏返しのドイツ論と読むことができる。ここでは、ある概念の定義は「その反対概念の助けを借りてのみ可能である」(222)というマン自身がとった手続に倣い、「ドイツとはデモクラシーの反対物である」として、デモクラシーからドイツ=ネーションを逆照してみる。

デモクラシーは政治家である文明リテラートの「座右の銘」「戦の雄叫び」「魔法の呪文」(232)であるが、「この言葉には時代のさまざまな声が混然一体となっている」(233)ため、それらをちゃんと聞き分けることがまず必要である。最初に聞えるのは「愛郷的デモクラシー」と呼ばれる一派の声である。この種のデモクラシーは19世紀前半(三月革命以前)の祖国解放・独立の運動に前例を有するもので、そこではデモクラシーの要求と祖国愛の間に断絶がない(vgl.116f.)。「自由と祖国、それは一体になっている。」(234)この手のデモクラット兼パトリオットは依然健在で、「今日ドイツ民族の政治化、つまりドイツ国家のデモクラシー化を求める者の大多数は、それを実のところ熱心なパトリオットとして、もっと言えばドイツの権力関心のもとでそうしている。」(ebd.)デモクラシーの概念に混ざりこむ第二の要素は「金銭支配(Plutokratie)」であり、これは時代の一般的風潮として、ドイツも含めどこの国にも多かれ少なかれ見られるものである。「金、儲け、商売を最上の価値として刻みつけたデモクラシー」(241)の凱旋は今次の戦争でもとどまることを知らない。しかしマンがこれよりはるかに憂慮するのは「経済的あるいは政治的というよりも精神的なヨーロッパの平均化のプロセス、すべての国民文化を水平化する(nivellieren)、均質的文明の意味での発展、まさに文明の世界帝国の全き実現と最終的建立」(241f.)としてのデモクラシーである。以上三種のデモクラシーをナショナルな観点から見ると、「愛郷的デモクラシー」は批判の余地はあるけれども、ともかくも祖国ドイツを主たる関心としている点でマンにも譲るところがある。「金権的デモクラシー」は強いてドイツとは関係なくマンにとってはほとんど語るに値しない事象である。「精神的水平化デモクラシー」は文明の名のもとにドイツの文化を無に帰せしめる怖れがあるゆえにマンにはもっとも脅威に映る。この最後の精神的水平化デモクラシーを顕著に体現しているのが他でもない文明リテラートであって(vgl. 283)、彼の精神はまさに平板で浅薄なものである。

文明の水平化の作用、精神の平板化という事態を招くデモクラシーと相容れないもの、それがドイツである、とマンは考える。「[ドイツ]という概念は深淵であり、底無しである」(55)とドイツ的「深み」のトポスがデモクラシーに対置される。しかしこの深みゆえにドイツは定義しがたい概念となり、「その否定形、すなわち「非ドイツ」という判定には重々慎重を期さねばならない」(ebd.)として、デモクラシーの精神を体現するはずの文明リテラートさえも「非ドイツ」と決めつけることにマンはためらうほどである。なぜなら「人は極めてドイツ的でありながら極めて反ドイツ的でありうる」(58)からだ。こうした矛盾が可能なのは究竟ドイツのナショナルな構造の特異性に帰せられる。前節でも見たように、ドイツはネーションとしてのまとまりが弱く、その境界が曖昧で、ともすれば全ヨーロッパを包含しうる、換言すれば「中心、中間、仲介」(111)の存在である。つまりドイツには通常の意味でのネーションを超える契機が認められるのである。このドイツの超ナショナルな契機がドイツをそれ自体としては特殊なネーションたらしめる逆説がここに成立している。マンが自らの精神的先達として挙げる、いわゆる「永遠に結ばれた精神の三連星」(72,79)、ショーペンハウアー、ヴァーグナー、ニーチェもドイツのナショナルな枠組を超えるヨーロッパ規模の形象とされる(vgl. 73,81f.,85ff.)。もちろんそれは彼らの精神的嫡子を自認するマン自身にも当てはまり、そしてさらに一般化されてドイツ市民(Bürger)の規定にも適用される。中世都市、ハンザ同盟都市の市民を原型とするこのドイツ市民像はマンにとって掛け値なしのナショナルな存在(「市民はその本質上ナショナルである」(116))でありながら、また「世界市民(Weltbürger)」という言葉が示すようにナショナルな境界を超えるのである(vgl.115)。これらの媒介項を経てマンのアイデンティティはナショナルかつ超ナショナルなドイツへの一体化という形をとることになる⁹⁾。「超ナショナルということはインターナショナルとは全く違うもの、それよりずっとよいものであると思われる。超ドイツ、それは極度にドイツということだ。」(119)そしてヨーロッパはこの超ドイツの相において初めてデモクラシーの目指す「文明の世界帝国」に抗する形態を得ることになる。「ヨーロッパの平和はインターナショナルではなく、超ナショナルであれ。デモクラシーの平和ではなく、ドイツの平和であれ。ヨーロッパの平和は超ナショナルな民族、最高度に普遍主義的な伝統、もっとも豊かなコスモポリタンの天分、もっとも深い

ヨーロッパ的責任感を自らのものとする民族の勝利と権力にのみ依拠できる。」(207)このような超ナショナルなネーションであるドイツによるヨーロッパのドイツ化ということをもって『考察』におけるナショナルな言説の極とすることができる。もちろん、現実にはデモクラシーへの進歩が圧倒しドイツが危難に立たされていることをマンも繰り返し認めている。したがって彼のナショナルな言説は常に空転する怖れを伴う。ただしまさしくそれゆえに言説としての力を十分に発揮しているということを見損なってはならない。言説に押し出された夢想としてマンが描くドイツ化された未来のヨーロッパ像は「真摯、忠国、社会的、奉仕的、組織的、男性的・軍人的、しかしまた厳格、無愛想、かなり陰鬱、かなり残忍、容赦ないまでに「ミリタリストティック」(487)なものである。「このヨーロッパは教条的でなく、独善的でなく、言葉やアンチテーゼを信ぜず、自由、明朗、柔和であれ。そして「アリストクラシー」か「デモクラシー」かに対してはただ肩をすくめるだけであれ。[...]もちろん一つの貴族主義(Aristokratismus)は尊ぶべし、すなわちヨーロッパ自身の貴族主義を。文化と嗜好の問題では自らを恃むことを学ぶべし[...]。」(488)

平等選挙権と議会制のトピックに絞ってデモクラシーを論じるヴェーバーだが、それが選挙法改正と議会の地位向上だけで済む問題でないことは重々承知している。彼の言う「社会的デモクラシー」の問題にそのことがはっきり示されている。それによるとデモクラシーは社会的に広範に浸透するには、通常は政治的伝統をもつアリストクラシーの後ろ盾を要する。アリストクラシーの備える「挙措(Geste)」「嗜みの文化(Geschmackskultur)」「作法(Form)」というものを広範な民衆が模倣・受容すること、つまりデモクラシー化することによってデモクラシーは確立する。ところがドイツには「十分な広がり」と政治的伝統を備えたアリストクラシーがない(282; vgl.272)とヴェーバーは断ずる。「高貴なドイツ的社会的作法」の欠如こそドイツにおけるデモクラシーの脆弱さであると言うのだ。そのかわりにドイツには官職候補者の教育・選抜形態となっている「学生組合制度」が流布している。これはしかし貴族的作法を教えこむ制度では全くなく、徹頭徹尾平民的(plebejisch)な性格を持っている。しかもその慣習・作法は全国民にとって最下層に到るまで、模範として仕えるには全く不向きであり、「その本質からして紳士的でも、また何らか「貴族的」

でもなく、全く平民的であるにもかかわらず、もしくはむしろそれゆえに、学位試験受験者層以外の集団によって、つまるところより広範な大衆によって模倣される、つまり「デモクラシー化」されるには明らかに適さない。」(283; vgl. MWS I/15,351) こうした学生組合の平民的作法を貴族主義的教育手段として誤認しているところに政治的には甚だ由々しい虚栄心、ヴェーバーの言葉では「成り上がり者の顔相」(280)が生じる。この顔相がドイツの官僚層を覆い尽くしているために、外には拙劣な外交政策、内には制御不能の官僚支配をもたらすことになった。国家政治的に見て好ましくないこの状況に対して、ヴェーバーはある希望の見解を述べる。「ドイツ人は平民民族 (Plebejervolk)、あるいはこちらの方が聞こえがいいなら、市民的民族 (ein bürgerliches Volk) であり、この基礎の上にのみ特殊「ドイツの作法」は育つことができるだろう。」(284) 真のアリстокラシーの政治的伝統を持たないドイツでは、デモクラシーを社会に根づかせるために平民的・市民的作法を貴族主義的粉飾を施すことなく発展させていくしかない。しかし「真に高貴で、同時に社会的に重要な地位にある諸階層の市民的性格に見合った「ドイツの作法」の発展はいずれにせよ未決のことである。」(ebd.)でも仮にそうした作法が育つならば、それは「人格的態度における内面的な距離と抑制」を必須とする「人格の尊厳」に基づく他ない(vgl.285)。ヴェーバーが倦むことなく主張する平等選挙法の施行、議会制の促進などの政治的デモクラシー化が上記の社会的デモクラシー化を伴うかどうかは、彼自身も確信が持てないが(vgl.284)、いやしくも「世界政治」を遂行しようというのなら、ドイツ人は自らを「主人の民族 (Herrenvolk)」(291,441f.)⁹⁹に形成しなければならないと彼は言う。「平民の民族」から「主人の民族」へ。これがヴェーバーのデモクラシー論の綱領となる¹⁰⁰。デモクラシーは確かに「官吏国家による身分制区分の平準化 (Nivellierung) の意味での」(291)¹⁰¹普遍的な官僚制化の傾向に拍車をかけるが、まずは政治的デモクラシーの手立てによって、そしてゆくゆくは人格の尊厳を奉ずる作法価値を育む社会的デモクラシーを通じて、「国家市民大衆を国家の共同の主人として国家に組みこむこと」(ebd.)が目指されねばならないのである。

ヴェーバーのデモクラシー論はこうしてドイツ=ネーションの全面的政治化、国家規模の団結を要請する。これはビスマルクの遺した「あらゆる政治教育を欠いた国民」、「あらゆる政治意志を欠いた国民」(319)であるドイツ国民を国

家市民に育てあげるといふ課題である。国家市民教育にドイツ=ネーション再生の道を探る⁹⁹ヴェーバーにとって「ドイツの祖国は[...]その父祖の国ではなく、その子孫の国であり、そうでなくてはならない」(285)。過去のドイツの文化的栄光とその遺産は尊重すべきではあるが、それは非政治的時代の産物であって、「われわれの政治的現実とわれわれの日々の要求に応じて自らの立場を確定するための発奮材料としては使用できるが、道標とすることはできない。」(286)なぜなら「議会制と民主主義の現代的(modern)諸問題、われわれの現代国家のあり方全般はまったくその視野の外にあった」(ebd.)からである。現代の急務は、「国(Reich)は将来においても必要とあらばその市民を[今大戦のような]生存と名誉のための戦いに呼び出すことができなくてはならない」(288)ということ、そのためには軍事力の増強などはともかく、何よりも「この国家を自分たちの国家として守るといふ国民の内的な心構え」(ebd.)の養成が必須である。このように政治的時代である現代にあつて新たな問題を提示する国家のもとにネーションを再編しようとするヴェーバーのナショナルな言説は未来に向けて投げられている。そしてそれはいまだ内面を欠いた、未成のネーションをめぐっている。

まとめ—ナショナル=アイデンティティの共振

今まで追ってきた戦時期のマンとヴェーバーの営為は、論敵との対決による自己の存在の問い直し、外敵との戦争によって問題視されてくる自国の内情の掘り起こしであったと言える。そこでともに大きな働きをしているのが彼らの国民意識、つまるところ彼らのナショナル=アイデンティティの振動である。マンにおいてはドイツの逆説的なナショナル性がその両義性を抱えたまま自己と同一化されることで、ナショナルかつ超ナショナルなアイデンティティが辛くも成立する。ヴェーバーにあつては権力国家としての運命に耐えうるためのドイツ=ネーションの政治・国家市民教育によって新たなナショナル=アイデンティティが投企されている。これら二つのアイデンティティの間にはなるほど相当な差異が認められよう。マンに顕著な超ナショナルな契機がヴェーバーには欠けているし、またヴェーバーが比重を置く政治や国家との関係がマンには稀薄である。さらにマンが過去のドイツにアイデンティティの拠所を求める

のに対して、ヴェーバーは未来に向けてそれを建ち上げようとする。しかしだからといって両者が全く相容れない対立関係に立つというわけではない。このことは両人が互いに論敵の間柄にはないこと（つまりマンにとってヴェーバーは「文明リテラート」、またヴェーバーにとってマンは「リテラート」の一味、とは言いがたいということ⁶⁶⁾）によるが、彼らの関係が意外に近しいのではないかという推測⁶⁷⁾は何よりもナショナルな言説において二人には響き合うところがあることによって裏づけられよう。ドイツの歴史的運命に寄せるシンパシー、高貴性（距離・名誉・尊厳・奉仕などの価値）に対するセンチメントといったものが両者のナショナルな言説の衝迫になっており、そしてそれがアイデンティティの常に満たされざる空隙を突くことになる。この同様な言説的出来事が、どれだけ最終具体的な思想表現は異なろうとも、両者のナショナル=アイデンティティの共振運動を保証しているのである。

最後にマンとヴェーバーにとって同じく痛切に響くであろうニーチェの鋭利な言葉を引きたい。「ドイツ人は一昨日と明後日を持っている。ただし、いまだ今日を持たない。」⁶⁸⁾マンは「一昨日」ではなく「昨日」、ヴェーバーは「明後日」ではなく「明日」と言うところだろうが、いずれにしても「今日」は空白のまま、ナショナル=アイデンティティは昨日と明日の間を振れ続ける。

* マンおよびヴェーバーの引用文献・方法は前編（『一橋研究』25巻2号所載）に同じ。ただしマンの『考察』(GW XII)、ヴェーバーの『政治論集』(GPS)からの引用は誤解のない限り頁数のみ記す。

- (1) Hans Wysling(Hrsg.): Thomas Mann/Heinrich Mann: Briefwechsel 1900-1949. Frankfurt a.M. 1968, S.108.
- (2) Marianne Weber: Max Weber. Ein Lebensbild. Tübingen 1984, S.530. Vgl. auch Eduard Baumgarten: Max Weber. Werk und Person. Tübingen 1964, S.490, 493.
- (3) Vgl. GW XII,160f.; Erika Mann (Hrsg.): Thomas Mann: Briefe I 1889-1936. Frankfurt a.M. 1979, S.114f.(an Richard Dehmel); Marianne Weber: a.a.O., S.527, 581f.
- (4) ここにはマン芸術の年来のテーマである「市民と芸術家」の昇華されたヴァージョン、「文民 (Zivilist) と軍人 (Soldat)」の対照が基底にある。「かねてから軍人の形姿に自らを重ね合わせる芸術家は必ずしも最悪な芸術家ではないと少なくともわたしには思われた。」(GW XIII,530) とマン自身言うように、戦前の小説『ヴェニスに死す』の主人公アッシュエンバッハにはミリタントな芸術家気質が造形を見ている。マンの思想的立場の戦前からの連続性については、vgl. Hermann Kurzke: Thomas Mann. Das Leben als Kunstwerk. München 1999, S.237ff.
- (5) コンテキスト上、「ヨーロッパの兄弟喧嘩」というのはロマン・ロランに向けて、「ドイツの兄弟戦」というのは兄ハインリヒ・マンに宛てて言われている。
- (6) Vgl. Gregor Schöllgen: Max Weber. München 1998 [Beck'sche Reihe 544], S.151.
- (7) マンの言うところをもう一度参照されたい。「運命の審判 (Spruch des Fatums) はあらゆる予想に

反して彼 [フリードリヒ] に軍配をあげ、この判定に異をはさむことは長らくできず、世はプロイセン、そしてドイツに道を開けなければならなかった。この道はその後、かつてどの民族もたどったことのないほど険しく、運命を孕み、すこぶる教育的な曲折に富んだ道であることを明らかにした。」(GW X,133)

- (8) 『考察』の中心を占める「政治」の章は同書の構成上のキー・ポイントであるとともに執筆上のターニング・ポイントであった (Vgl. Hermann Kurzke: Betrachtungen eines Unpolitischen. In: Helmut Koopmann (Hrsg.): Thomas-Mann-Handbuch. Stuttgart ²1995, S.683f,686.)。本章は1917年の前半に書かれている。また表題の「政治」というのは「内政 (innere Politik)」を指向している。もっともそれはマン (そして文明リテラート) の言う意味での「内政」であり、単に对外政治に対する国内政治の謂ではなく、人間精神の内面性に関わる政治、モラルに通ずる政治という広い概念となっている (vgl.289ff.)。ヴェーバーの方も1917年に入ると戦争目的や講和に関する議論を離れ、プロイセン邦のポーランド人政策と信託遺贈法案 (vgl. Deutschlands äußere und Preußens innere Politik, GPS,178-191)を皮切りにもっぱら内政問題にコミットするようになる。ヴェーバーは内政を外政との関わり、「外政課題への不可避の適応の観点の下で」(294)捉えようとし、従来の両者の関係、「外政[...]を内政の時に純粋に私的な、時に党派・利害政治的な観点から」(301)営むことは徹底して批判される。
- (9) マンのドイツ=ネーションとの自己同一化については、Harvey Goldman: Politics, Death and the Devil. Self and Power in Max Weber and Thomas Mann. Berkley 1992, S.87-119に詳しい。
- (10) この表現にニーチェの言う「主人道徳 (Herren-Moral)」の響きを聞くことは容易である (Vgl. Friedrich Nietzsche: Jenseits von Gut und Böse. Abs. 260 u.a. In: F.N., Karl Schlechta (Hrsg.): Werke in drei Bänden. Bd.2, München 1955, S.729ff.)。これは貴族的人間のもつ強者のモラルを指し、弱者の「奴隷道徳」に対置される。ヴェーバーはこの二分法を踏襲はしないが (それはニーチェ的な非デモクラティックな「距離」感覚に対する異論から窺える (vgl.285))、それでもデモクラシーにおけるアリストクラティックな価値の救出に心を砕いている。なおマンの方はドイツの権力政治的強大さを示唆する「支配者の民族 (Herrschervolk)」という呼称に不信を表明している (vgl.205f.)。
- (11) 本論では論及する余裕のないヴェーバーの問題的なデモクラシー論、いわゆる「人民投票的指導者民主制」はこの大綱の一つの具体案であり、アリストクラシーのエレメントをデモクラシーにおいて汲もうとするヴェーバーの試みであるといえよう。
- (12) この観点が元はニーチェに依拠するものであることについては、山之内靖『ニーチェとヴェーバー』(未来社 1993), 168頁参照。マンもデモクラシーにおける精神的水平化を述べる文脈は多分にニーチェに負うようである (vgl.240,242)。
- (13) 国家市民教育こそ教育とする意見にマンは与さない (vgl.260,271)。
- (14) この点には前編 2-1を受けて立ち入るつもりでいたが、紙幅の都合で割愛せざるをえない。
- (15) 脇圭平『知識人と政治』(岩波新書 1973), 96頁参照。
- (16) Nietzsche: Jenseits von Gut und Böse. Abs. 240. In: a.a.O., S.706.